

一般社団法人福岡音楽大学設立の会基金取扱規程

(趣旨)

第1条 この規定は、一般社団法人福岡音楽大学設立の会（以下「法人」という。）定款第7章に規定する法人の基金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(基金の使用目的)

第2条 法人の基金は、定款第4条に定める法人の事業を実施するために、その全部又は一部を取り崩すことができる。

2 前項に基づく基金の全部又は一部の取崩しは、収支予算に基づいて、社員総会の承認を得て行う。

(基金の募集、割当て及び拠出者の権利)

第3条 法人は基金を引き受ける者の募集を随時行うことができる。

2 基金の募集等の事務手続については、代表理事会長が定める。

3 基金の募集は、金銭をもって行う。

4 基金は、一口10万円とし、拠出額はその整数倍をもって行うものとする。

5 基金の拠出者は、基金拠出申込証（別記様式第1号）を提出し、法人指定の銀行口座に入金するものとする。

6 法人は、基金の払込みの確認を行ったときは、直ちにその拠出者に対して基金拠出払込金受領証（別記様式第2号）を交付しなければならない。

7 法人は、基金の拠出者との合意の定めるところに従い、法令、定款及びこの規程に基づき、その拠出者に対して、その拠出額を限度とする金銭を返還しなければならない。

8 基金の返還については、定款第40条第1項、第2項及び第41条に定めるところによる。ただし、拠出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の集結の時までは返還しないものとする。

9 基金の返還に係る債権には利息は付さない。

10 基金の拠出者は、拠出金の払込みに係る債務と法人に対する債権とを相殺することはできない。

(代替基金の積立)

第4条 基金の返還を行う場合においては、その返還される基金に相当する金銭を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

(報告)

第5条 予算に基づき支出された基金の使用実績及び基金の財務状況については、収支決算に基づいて、社員総会に報告し、社員総会の承認を得るものとする。

(その他)

第6条 定款及びこの規程に定めのない事項については、代表理事会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月10日から施行する。

(別記様式1号)

基金拠出申込証

一般社団法人 福岡音楽大学設立の会

代表理事会長 松尾新吾様

私は、貴法人の定款及び基金取扱規程の定めを了解して基金として拠出することとし、法人指定の口座に下記金額を振込みます。

記

_____ 口 _____ 万円 (一口10万円)

平成 年 月 日

(基金拠出者)

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____